くらしの法律救急箱



第15回

不法行為による損害賠償のギモン

不法行為とはどのようなものをいうのですか。



日常生活の多くの場面に関わる問題です。 は意子は過失によって、他人の権利や利益を侵害する行為を指し、その加害者には、被害者の損害を賠償る行為を指し、その加害者には、被害者の損害を賠償る行為を指し、その加害者には、被害者の損害を賠償



できるのですか。 被害を受けた人はどのような損害について賠償請求



痛による損害)などが損害賠償の対象となります。いうものをすべて賠償の範囲に含めると際限がなくないうものをすべて賠償の範囲に含めると際限がなくないうものをすべて賠償の範囲に含めると際限がなくないられるもの」(相当因果関係のある損害)に限定されめられるもの」(相当因果関係のある損害)に限定されるべきであった利益(逸失利益)、慰謝料(精神的苦れるべきであった利益(逸失利益)、慰謝料(精神的苦れるべきであった利益(逸失利益)、慰謝料(精神的苦れるべきであった」と



慰謝料の額はおおよそ決まっているのですか。



慰謝料は、精神的苦痛による損害の賠償を指します。 を認識を参考にすると、おおよその範囲が見えて をの裁判例を参考にすると、おおよその範囲が見えて をの裁判例を参考にすると、おおよその範囲が見えて との裁判例を参考にすると、おおよその範囲が見えて との裁判例を参考にすると、おおよその範囲が見えて との裁判例を参考にすると、おおよその範囲が見えて とるものと思われます。

ることも多いのです。
かや、加害者の認識(故意か過失か)などが考慮されかや、加害者の認識(故意か過失か)などが考慮され慰謝料額の認定の場面では、行為の態様が悪質かどう過失によるものかを区別せずに成立します。しかし、



ですか。座などで謝罪の意思を示してもらいたい。それは可能座などで謝罪の意思を示してもらいたい。それは可能決してお金だけの問題ではないので、加害者に土下



強制することは原則としてできません。ただ、名誉毀れることとなっています。つまり、謝罪などを法的に不法行為責任は、金銭による損害賠償によって行わ



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。 2006年、小島法律事務所開設。

応じない場合は、金銭によって精神的苦痛を償ってもの謝罪を提案することはできますが、加害者がそれにもちろん、加害者に対して謝罪文の提出や対面してがあります。

「謝罪広告」の掲載命令等を出すことがあります。



らうほかありません。

を請求できますか。 大事にしている自動車が傷つけられました。慰謝料



裁判例もあります。
裁判例もあります。

裁判例もあります。

裁判例もあります。

裁判例もあります。

裁判例もあります。

裁判例もあります。

裁判例もあります。



なりませんか。(被害者にも落ち度がある場合も全額賠償しなければ)



しては、最終的には裁判官の判断により、過失相殺の殺率が定められていますが、それ以外の不法行為に関表方で、これを「過失相殺」といいます。 事例の多い交通事故に関しては、場面ごとに過失相え方で、これを「過失相殺」といいます。 が出を図る考え方で、これを「過失相殺」といいます。



有無や割合が定められます。

負うことがわかりました。防衛策はありますか。(人にケガをさせてしまった場合などに、重い責任を)



不注意によるものであっても、重傷や死亡を招く事故となれば賠償額が数千万円となる可能性もあります。

おとなれば賠償額が数千万円となる可能性もあります。

ないできない以上、自動車事故と同じように、リス

ことができない以上、自動車事故と同じように、リス

ことができない以上、自動車事故と同じように、リス

クを保険でカバーする考え方が必要ではないでしょう
か。日常生活での賠償リスクへの対処としては、各種

が必要となるトラブルも現実に発生しています。

など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償

特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償